

西内委員長	ただいまから、議会運営委員会を開く。 本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
1. 意見書案の送付先について	
西内委員長	初めに、意見書案の送付先についてである。 1 ページの資料 1、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。 提出された意見書案は10件である。そのうち 8 番の「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書」案は、危機管理文化厚生委員会及び商工農林水産委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する危機管理文化厚生委員会へ送付することとしている。 以上、意見書案10件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。 (異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。 なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。 (了 承)
西内委員長	また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から 1 時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。
2. 委員会条例の改正について	
西内委員長	次に、19 ページの資料 2、委員会条例の改正についてである。 この件については、12月 6 日の議運で、オンラインによる委員会への出席を可能にするため条例を改正することをお決めいただいていたので、条例改正の議案を正副委員長で作成し、資料 2 としてお示ししてある。 この案のとおり、高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案を議運の委員の連名で議案として、閉会日の本会議に提出することで御異議ないか。 (異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。 なお、本会議での議事手続については、閉会日の議運でお諮りする。
3. その他	
西内委員長	最後に、その他で何かないか。 (な し)

R5. 12. 21 議会運営委員会

西内委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の12月27日水曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。